

平成 14 年 12 月 27 日

平成 14 年商法改正に伴う「商法施行規則」の改正案に対する意見

社団法人 日本監査役協会

平成 14 年商法改正に伴う商法施行規則の改正案について、当協会の意見を以下のとおり申し述べます。

商法施行規則は、その第 1 条に規定されているとおり商法及び商法特例法ほか関係法令等の委任に基づく事項を定めることがその目的であるとされています。しかしながら、当協会では、本案の検討に当たって、法律（商法及び商法特例法）の規定の趣旨を活かす観点から望ましいと思われる事項も含めて意見形成をいたしました。

このような事情をご勘案の上、ご検討いただきたくお願いいたします。

記

第 1 商法施行規則に関する事項

1. 第 193 条 監査委員会の職務の遂行のために必要な事項

- 意見
1. 監査委員の常勤・非常勤の別に関する事項を追加する。
 2. 取締役の職務執行の監査に関する事項を追加する。
 3. その他監査委員会の組織及び運営に関する事項（組織、手続き、メンバーの資格要件など）を定めることを追加する。

理由

監査委員が行う監査の品質を維持するためには、常勤者による監査が必要である。したがって、運用上、監査委員として常勤者が選任されることを促すために、監査委員の「常勤・非常勤の別」に関する事項の開示を求めるべきである。

また、監査委員の職務は取締役と執行役の職務の執行を監査することにあるが、改正案では取締役の職務執行の監査に関する事項が明示されていないので、これを明示すべきである。

委員会等設置会社における取締役の職務執行は、主として取締役会において行われることが想定されるが、例えば、執行役の職務執行の監視義務の履行や、委員会限りでの決定権限を有するとされる指名、報酬等の委員会における職務執行に見るように、取締役の職務執行は取締役会における職務執行だけに限られない。そこで、取締役会の場以外における取締役の職務執行を含め、監査委員会による取締役の職務執行の監査にいっそう資するようにするため、

ア) 「監査委員会に対する報告に関する事項」(第3号)に関して、監査役制度においては大会社の場合、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した際の監査役会への報告義務が取締役に課されている(商法274条ノ2、商法特例法19条1項)が、委員会等設置会社の取締役については監査委員会に対するそのような報告義務は課されていない。したがって、監査委員会に対する報告事項については、執行役及び使用人からの報告事項に加えて、取締役からの報告事項についても明示すべきである。

イ) 「執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項」(第4号)について、取締役の職務執行に関するものも追加すべきである。

ウ) 同様に「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項」(第6号)について、取締役の職務執行に関するものも追加すべきである。

その他、監査委員会の組織及び運営に関する事項を取締役会の決議事項として定め、開示することを求めるべきである。米国の上場会社における監査委員会は、SECの規則に基づき、NYSE等の上場規則によって監査委員会の組織及び運営に関する事項(組織、手続き、メンバーの資格要件など)を規定したチャーターを各社が定め定期的に開示することが求められている。監査委員会の職務内容を明らかにするため、わが国においても本条各号に列記される事項を包含した同様の規程の作成と開示を求めるべきである。

2. 第184条 期限についての同意

意見 本条に従って連結計算書類及びその監査報告書の提出・交付期限について、取締役・監査役会及び会計監査人が合意を行った場合には、その旨及び合意した期限(年月日)について開示を要することとする。

理由 連結計算書類の提出期限並びに監査役会及び会計監査人の連結計算書類の監査報告書の提出・交付の期限について別段の合意が為された場合には、連結計算書類の作成及び監査に関する手続上の適正を確保させるために、その旨の開示と併せて合意の内容である期限についても、開示事項とすべきである。

第2 法律(商法及び商法特例法)に関する事項

1. 商法施行規則改正案第193条(監査委員会の職務の遂行のために必要な事項)関係

- 意見
1. 委員会等設置会社における監査委員会は、大会社の監査役制度と同様に常勤者の選任を課すべきである。
 2. 監査委員会の職務遂行のために必要とされている本規定に関しては、監査

役制度についても同様の規定を新設するよう法整備を図るべきである。

理由 監査委員が行う監査の品質を維持するためには、常勤者による監査が必要である。このことは、監査委員会が作成すべき監査報告書の記載事項（商法特例法第 21 条の 29 第 2 項、商法施行規則改正案第 138 条）として、常勤者の存在を前提とする監査役会の監査報告書の記載事項（商法特例法第 14 条 3 項、商法施行規則改正案第 133 条）とほぼ同一の記載内容を求めていることから明らかである。それ故、大会社における監査役制度と同様に、委員会等設置会社における監査委員会についても常勤の監査委員の選任を課すべきである。

さらに、監査委員会の職務遂行に関する本規定は、現行の監査役制度のもとにおいても同様の仕組みを整備することが望まれることから、監査役制度についても同様の規定を新設するよう法整備を図るべきである。

2．商法施行規則改正案第 105 条 1 項（会計監査人に対する報酬等の開示）関係

意見 会計監査人に対する報酬の決定に関して、次のことを明示すべきである。具体的には、

- 1．委員会等設置会社については、会計監査人に対する報酬の決定権は監査委員会が持つものとする。
- 2．大会社（みなし大会社を含む）のうち監査役制度存置会社については、連結特例規定適用会社のみならず単体に関する計算書類を作成する商法特例法上の大会社（みなし大会社を含む）一般について、会計監査人に対する報酬の決定には監査役会の同意を要するものとする。

理由 米国エンロン事件等への対応として会計監査人に対する報酬等の開示を義務付けようとするものであるが、問題の本質は、会計監査人が如何にして経営から独立した立場で職務を遂行することができるかということにある。したがって、そのための環境を整備するためには、会計監査人に対して支払う報酬等の開示を求めることとは別に、上記の如く法整備を図ることが望ましい。

3．商法施行規則改正案第 185 条（監査結果の報告）関係

意見 連結計算書類の監査結果の報告は、監査役（委員会等設置会社の場合は監査委員）が行うことができるものと解釈してよい。仮に、監査役が行うことができないとされる場合には、監査役が連結計算書類の監査結果の報告を行うことを認容するよう手当すべきである。

理由 商法特例法上、連結計算書類の監査結果の報告については定時株主総会において取締役が行うこととされている（商法特例法第 19 条の 2 第 4 項）。しかし、連結計算書類の監査報告書の記載内容の中には「監査のために必要な調査をすることができなかつたときは、その旨及び理由」を記載することが求めら

れている（商法施行規則改正案第 183 条 3 項 3 号）ことから、監査結果の報告は、監査を行った本人が行うことが制度の趣旨に合致する。

また、本来、計算書類等に関する監査の方法の概要及び監査の結果についての報告義務と説明義務は監査役にあることから、連結計算書類に関する監査結果の報告についても監査役が担うべきである。

さらに、株主総会の運用実態から見ても、単体の監査報告については監査役が口頭で行うことが実務慣行として定着していることから、連結・単体ともにこれを監査役が行えるようにすることが望ましい。

4 . 連結計算書類の監査報告書の開示関係

意見 連結計算書類の監査報告書は、備置を要するものとすべきである。

理由 連結計算書類の監査報告書については作成が義務付けられたものの、法律上、備置が義務付けられていない。また、連結計算書類の監査報告書については定時株主総会の招集通知への添付を要することとされていないことから、株主総会に出席しない株主は連結計算書類に関する監査報告書を知る機会が無いばかりか、株主総会で行うこととされている連結計算書類の監査結果についても報告の内容を知る機会を得ないこととなる。

したがって、連結計算書類の監査報告書については、単体に関する会計監査人及び監査役会の監査報告書と同様に、備置書類とすべきである。

以 上